

改正前	改正後
- 本則 -	
<p>施行日：平成20年11月10日</p>	
<p>(弁護人選任の申出の通知) 第三百二十二条 逮捕された被疑者が弁護人選任の申出をした場合において、当該弁護士 ◆追加◆若しくは弁護士会又は父兄その他の者にその旨を通知したときは、弁護人選任通知簿（別記様式第十四号）に記載して、その手続を明らかにしておかなければならない。</p>	<p>(弁護人選任の申出の通知) 第三百二十二条 逮捕された被疑者が弁護人選任の申出をした場合において、当該弁護士、弁護士法人若しくは弁護士会又は父兄その他の者にその旨を通知したときは、弁護人選任通知簿（別記様式第十四号）に記載して、その手続を明らかにしておかなければならない。</p>
- 本則 -	
<p>施行日：平成20年12月15日</p>	
<p>(関連事件の送致及び送付) 第二百十一条 他の被疑者に係る事件と関連する少年事件の送致又は送付については、次の各号の規定によるものとする。 一 少年事件が成人事件と関連する場合において、これらとともに検察官に送致又は送付するときは、各別の記録として送致又は送付すること。ただし、少年事件に関する書類が成人事件についても必要であるときは、この謄本又は抄本を添付すること。 二 数個の少年事件が関連する場合において、これらとともに検察官に送致又は送付するときは、各別の記録とすることを要しないこと。 三 少年法第三十七条に規定する犯罪について、少年事件と成人事件とが関連する場合において、これらとともに検察官に送致又は送付するときは、各別の記録とすることを要せず、少年事件送致書又は少年事件送付書により、ともに送致又は送付すること。 四 少年事件が成人事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、その一方を検察官に送致又は送付し、他方を家庭裁判所に送致する場合において、一方の事件に関する書類が他方の事件についても必要であるときは、検察官に送致又は送付する事件の記録に、他の事件に関する書類の謄本又は抄本を添付すること。</p>	<p>(関連事件の送致及び送付) 第二百十一条 他の被疑者に係る事件と関連する少年事件の送致又は送付については、次の各号の規定によるものとする。 一 少年事件が成人事件と関連する場合において、これらとともに検察官に送致又は送付するときは、各別の記録として送致又は送付すること。ただし、少年事件に関する書類が成人事件についても必要であるときは、この謄本又は抄本を添付すること。 二 数個の少年事件が関連する場合において、これらとともに検察官に送致又は送付するときは、各別の記録とすることを要しないこと。 ◆削除◆ 三 少年事件が成人事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、その一方を検察官に送致又は送付し、他方を家庭裁判所に送致する場合において、一方の事件に関する書類が他方の事件についても必要であるときは、検察官に送致又は送付する事件の記録に、他の事件に関する書類の謄本又は抄本を添付すること。</p>
- 本則 -	
<p>施行日：平成20年11月10日</p>	
<p>(引致状の執行) 第二百六十八条 第二百五十七条（検察官の指揮による執行）、第二百五十九条（有効期間内に執行不能の場合）及び第二百六十条（勾引状等執</p>	<p>(引致状の執行) 第二百六十八条 第二百五十七条（検察官の指揮による執行）、第二百五十九条（有効期間内に執行不能の場合）及び第二百六十条（勾引状等執</p>

行不適の場合)の規定は、**犯罪者予防更生法** (昭和二十四年法律第百四十二号) 第四十一条又は**執行猶予者保護観察法** (昭和二十九年法律第五十八号) 第十条の規定により保護観察に付されている者に対する引致状の執行に当たる場合について準用する。この場合において、**これらの規定中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と読み替えるものとする。**

行不適の場合)の規定は、**更生保護法** (平成十九年法律第八十八号) 第六十三条 (売春防止法 (昭和三十一年法律第百十八号) 第二十六条第二項において準用する場合を含む。) の規定により保護観察に付されている者に対する引致状の執行に当たる場合について準用する。この場合において、**第二百五十七条及び第二百五十九条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「指揮」とあるのは「嘱託」と、第二百六十条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「の指揮」とあるのは「の嘱託」と、「指揮をした」とあるのは「嘱託をした」と、「報告して、指揮を受けなければ」とあるのは「通知しなければ」と読み替えるものとする。**

- 改正法・附則・題名- ~ 平成20年11月10日 国家公安委員会 規則 第24号~

施行日：平成20年11月10日

◆追加◆

附 則 (平成二〇・一一・一〇国公委規二四)

- 改正法・附則- ~ 平成20年11月10日 国家公安委員会 規則 第24号~

施行日：平成20年11月10日

◆追加◆

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二百十一条の改正規定は、少年法の一部を改正する法律 (平成二十年法律第七十一号) の施行の日 (平成二十年十二月十五日) から施行する。